

令和5年度やまなしリフレッシュ農泊推進業務委託仕様書

1 目的

本業務委託は、企業向けに従業員がリフレッシュできる農作業や自然体験を組み入れた農泊プログラム（以下、「リフレッシュプログラム」という。）の開発支援を行うことによって、企業をターゲットとした新たな需要を開拓し、農山村地域の活性化を図ることを目的とする。

2 契約期間

契約締結の日から令和6年3月22日（金）まで

3 委託業務の内容

(1) リフレッシュプログラム作成のためのセミナーの実施

農業者等を対象に農泊にリフレッシュプログラムを取り入れて実施するために必要な知識を習得させるセミナーを次のとおり企画・実施すること。

また、セミナー受講者に実施可能なリフレッシュプログラム（国の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）に準じた、リフレッシュプログラムを取り入れた農泊を実施する計画書）を作成させ、山梨県に提出すること。

① 実施期間・実施回数

令和5年8月上旬から令和5年9月上旬までに、セミナーを計4回実施することとし、うち1回は先進地視察を取り入れること。

なお、セミナー（先進地視察を除く。）は、1回につき原則として午後の半日程度の時間をかけた日程とすること。

② 実施会場・実施日時

セミナーの実施会場は、座学については、原則として山梨県の施設を使用するものとする。なお、机、椅子、パソコン及びプロジェクターは山梨県が無償で提供するものとし、これ以外に必要な備品、器具、装置その他一切のものは受託事業者が用意するものとする。

セミナーの実施日時は、契約締結後に山梨県との協議の上、決定すること。

③ セミナーの内容

次のテーマが含まれた内容とすることとし、山梨県の承認を得ること。

ア 農泊、リフレッシュプログラムの概念

(ア) 国の農泊推進の考え方（農泊の理想像と農泊を推進する上での必須事項）

(イ) 企業の従業員に対する農作業、CSR・SDGsに関する活動、食体験等を通じたリフレッシュプログラム

(ウ) 地域資源の掘り起こし及びリフレッシュプログラムのコンテンツとしての磨き上げ方法

イ リフレッシュプログラムの作り方

リフレッシュプログラム推進に必要なマーケティングや、集客に必要なプロモーション等の収益を上げ持続的に活動していく知識とリフレッシュプログラムを作成する上でのポイントの

整理

④ リフレッシュプログラムの作成支援

- ア セミナー受講者に作成させるリフレッシュプログラムの様式を作成すること。
- イ セミナー受講者にリフレッシュプログラムを作成させ、そのリフレッシュプログラムを取りまとめの上、山梨県に提出すること。
- ウ 提出期限は、山梨県と協議して決定するものとするが、受講者がリフレッシュプログラムの作成を開始する日付は受託事業者の提案とする。
- エ セミナー受講者からのリフレッシュプログラム作成に係る問い合わせについては、セミナー以外の場でも随時対応すること。

⑤ 広報活動（募集方法）

セミナーの広報（チラシの作成・配布など）及び参加者の募集に係る業務は県と連携して行うこと。

⑥ 欠席者への対応

セミナーの欠席者に対し、資料送付等を行うとともに、セミナー欠席者からの問い合わせに随時対応すること。

（2）リフレッシュプログラムの磨き上げ

セミナー受講者から提出されたリフレッシュプログラムの中から、実現性が高いプログラムを4つ選定し、それぞれのプログラムに対して、モデルツアーの企画・実施に向けた磨き上げを行うこと。

① 実施期間

令和5年9月下旬から令和5年12月下旬まで

② リフレッシュプログラムの選定方法

- ア リフレッシュプログラムの選定のため、実現性の高さを示す指標を含めた「審査基準」を作成し、山梨県の承認を得ること。
- イ 審査基準に基づき山梨県とともに審査を行い、得点の上位4地区のプランを選定すること。ただし、総得点が上位であっても得点が著しく低い審査項目がある場合は、選定しないものとする。

③ 磨き上げの方法

- ア 選定した4地区のリフレッシュプログラムに対して、地区の代表者や関係者とのヒアリングのほか、必要に応じて現地視察等を行い、専門家視点によるプログラムの磨き上げを行うこと。
- イ 地区の魅力を生かし、農泊をビジネスとして実施できるリフレッシュプログラムにすること。

（3）モデルツアーの企画・実施

磨き上げた4地区のリフレッシュプログラムをもとに、モデルツアーを企画・実施すること。

① 実施期間

令和5年10月上旬から令和6年2月下旬まで

② 実施方法

ア 旅行業法に基づいた1泊ツアーを各地区で1回ずつ行うこと。

イ ツアー実施日は、各地区と協議の上決定すること。

ウ 参加人数は、各地区の受入体制に応じて決定すること。

エ ツアー料金は参加者から徴収することとする。ただし、参加者にとって実費相当（宿泊費、移動費等）と認められる必要最低限の料金設定とし、それ以上は徴収しないこと。

オ ツアーの広報・告知及び参加者の募集は、受託事業者が行うこと。

カ ツアーを催行し、記録写真の撮影を行い、報告書を作成すること。

③ ツアー参加者へのアンケート調査の実施とリフレッシュプログラムの修正

ア リフレッシュプログラムの更なる磨き上げを目的に、参加者のニーズや満足度の調査を実施すること。

イ 上記アンケート調査結果を分析の上、報告書にまとめることとし、分析結果を踏まえて、各地区のリフレッシュプログラムを更に修正すること。

4 業務成果の取扱

(1) 業務成果の報告

委託業務が完了したときは、次の資料を紙媒体にて山梨県に提出すること。なお、電子媒体で提出が可能なものは、それらデータを収録した記録媒体（CD-R）も併せて提出すること。

① 業務の内容と実績がわかる書類

ア 業務完了報告書

イ セミナー実施報告書（実施日時や参加人数、セミナーの内容がわかるもの）

ウ モデルツアーの実施報告書（記録写真付き）及びアンケート調査結果

エ 4地区分のリフレッシュプログラム（モデルツアー実施後に実施したアンケート調査を元に修正したもの）

② その他成果物

セミナー、モデルツアーの磨き上げ、モデルツアー等で使用した資料及び作成した広報物（パンフレット、リーフレット、冊子、動画等）

(2) 業務成果等の帰属

本業務は、県の委託業務であることから、成果及び著作権は山梨県に帰属するものとする。

5 その他事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

本委託業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的又は効果的に行う上で必要とあらかじめ山梨県が承諾した場合は、業務の一部を委託することができる。

(2) 仕様の変更

受託事業者は、自然災害等のやむを得ない事情により、企画提案書を変更しようとする場合は、事前に山梨県と協議の上、承認を得ること。

(3) 記載外事項

本仕様書に記載のない事項又は業務上の疑義が発生した場合は、山梨県と協議の上、決定するものとする。

(4) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や、会計検査院が実施する検査の対象であることから、検査の際には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

(5) 受託事業者は、委託期間終了後もモデルツアー実施地区に対して、プログラムの更なる磨き上げ等、継続的な連携、支援に努めること。